

2019  
6/17

# 小規模の介護・保育法人 持ち株型で一休運営

厚生労働省は規模の小さい介護や保育の法人に連携を促すための新たな制度を設ける方針だ。企業の持株会社に近い方式で複数の法人を1つの法人にぶらさげ、人材や資金を融通して使えるようにする。こうした法人は全国で2万を超える、非効率な運営になっている面がある。経営基盤を強化して、サービスの充実にもつなげる。

**人材・資金を融通**

会福法人だ。特別養護老人ホーム・訪問介護なども向けサービスを

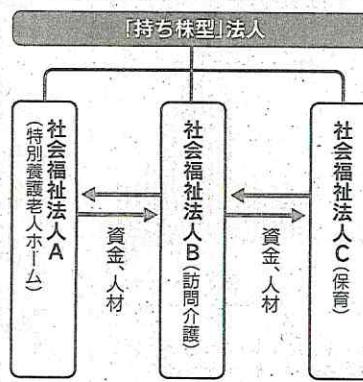
新たな制度の対象は社  
の高齢者向けや、児童  
養護施設・保育所といっ  
た子ども向けサービスを

手がけている。1つの法  
人の法人は企業の売上高に  
あたる収益が年3億円未  
満にとどまる。

新たな制度は社  
の高齢者向けや、児童  
養護施設・保育所といっ  
た子ども向けサービスを

手がけている。1つの法  
人の法人は企業の売上高に  
あたる収益が年3億円未  
満にとどまる。

社会福祉法人の再編イメージ



こうした小規模な社会福祉法人が連携するためには、持ち株会社のような機能をする別法人を立ち上げることを認める。それぞれの社会福祉法人は別法人にぶらさがる形になると、今までに具体策をまとめて、早ければ2020年の通常国会に社会福祉法関連法の改正案を出す。

1つの法人のもとで経営が一體になれば、人材や資金をやりとりできることもある。当面は介護施設の事務担当者に余裕ができる、同じグループ内にある保育所の仕事をもつてもらいうといった運用が想定できる。保育を手がける複数の法人を傘下において、採用や研修をまとめることもできる。

厚生労働省は事実上の再編を急ぐ背景には、人手不足と投資効率の悪さがある。介護職の有効率は18年度に3・9倍となっており、新規の採用は難しい。限られた人材を効率よく活用する必要に迫られている例がある。厚生労働省は病院の事例を参考にして、社会福祉法人のグループ化を進め

現在の制度はこうした再編を想定していない。

社会福祉法人が合併する

ことはできるが、統合時

の会計処理などが難しく、年10～20件程度にとどまっている。持ち株会

社型なら社会福祉法人ご

との独立性も保たれたた

め、経営者も前向きに考

えやすくなる。

厚生労働省は、特別養護老人ホームの内部留保は全国で1兆円を超えるとの試算もある。

新たな制度ではグループ内にある法人間では資

金のやりとりを認める方

向だ。施設を増やす必要

がある首都圏の保育所に組みができる。

医療の分野では17年か

ら、複数の病院を一休運

営する「地域医療連携推進法人」の仕組みが始ま

った。医療設備の効率的

な導入や、医薬品の共同

購入や病院ごとの機能の

分担などが効果を上げて

いる例がある。